

---

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 438 回企業会計基準委員会、第 156 回金融商品専門委員会及び第 160 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は第 438 回企業会計基準委員会（2020 年 7 月 29 日開催）、第 156 回金融商品専門委員会（2020 年 7 月 31 日開催）及び第 160 回金融商品専門委員会（2020 年 10 月 12 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 金融資産を対象とした投資信託の時価の算定に関する取扱い

### （第 438 回企業会計基準委員会）

2. 基準価格の算定頻度に関して、時価算定日と基準価格の算定日が 1 か月程度であれば、直近の基準価格を時価とみなすとあるが、市場に大きな変動が生じていないことを前提とすべきではないか。
3. 基準価格の算定頻度が少ないものは、一般に組入資産の流動性が低く、価格もあまり変動しないと考えられる。また、海外の投資信託においては 3 か月に 1 度しか基準価格が算定されないものもあることや、連結決算において子会社と親会社の決算日の相違が 3 か月以内であれば認められていることなどを踏まえると、時価算定日と基準価格の算定日の相違を許容する 1 か月という期間は不十分ではないか。
4. 時価算定会計基準の開発にあたっては、非上場株式を金融商品会計基準の定めに基づき時価評価しないことを前提として議論されており、仮に非上場株式を時価評価することとなった場合を想定した議論はされていないと認識している。その一方で、今回の投資信託の時価の算定に関する取扱いの検討にあたっては、こうした議論がなされないまま、投資信託が保有する非上場株式の評価について、時価算定会計基準との整合を前提としていることに釈然としない。この前提の是非について、公開草案で意見を求めるべきではないか。
5. 重要性のない解約制限の例示によって、実務上の便法を適用できるものが、相当限られてくると考える。

6. 重要性がない解約制限を例示することは有益と考えるが、企業間の比較可能性を高める観点から、重要性がある解約制限の例示を追加することも検討してはどうか。
7. 解約制限の重要性に関する例示も「実務上の便法」なのか。「実務上の便法」が具体的に何の取扱いを指して呼称しているのか不明確である。
8. 時価算定日と基準価格の算定日の相違を認める期間を1か月程度としている一方、解約制限の重要性がない例示として挙げている解約通知期間は1〜3か月程度としており、期間が不整合となっているのではないか。
9. 実務上の便法を適用した場合の開示に際し、解約制限の内容が類似する投資信託ごとに集計することとしているが、どのようにグルーピングするか実務上の判断が難しい場合もあるのではないか。
10. インフラ投資信託については、今後規模が増大していくことも踏まえ、検討して頂きたい。
11. 別紙のフローチャートに関連する審議資料の項番を追加して頂きたい。また、レベル別分類についてもフローチャート等で整理できないか、検討して頂きたい。

**(第156回金融商品専門委員会)**

12. 時価算定日と基準価格の算定日が異なる場合に、直近の基準価格を時価とみなすことを認める条件として、その相違する期間(1か月)を定めることについては慎重に検討すべきと考える。期間を定めるとしても、その投資信託の組入資産によっては、算定日が3か月程度ずれることが十分あり得るため、1か月では短いと考える。
13. 重要性のない解約制限の例示をすることは有用であり、賛成である。
14. 重要性のない解約制限の例示で挙げている、事前の解約通知期間を設定している場合に関して、例えば期末日に解約の意思があってその時点で解約通知をした場合、期末日の基準価格では解約できないこととなり、実際に解約できる日まで価格の変動リスクを負うことになると考えられるが、重要性がないと言い切れるか懸念する。
15. 解約制限の内容ではなく、非上場株式や不動産など、こういった性質の投資なのかを開示する方が有用と考える。
16. 法的には信託受益権に該当するものの中で、実質は株式投資や事業投資と考えられるようなものが、特に不動産投資信託やインフラ投資信託には含まれてくるのではないか。そうしたものは、時価評価の対象外とすることも考えられるのではないか。
17. 金融資産を対象とした投資信託に限定して検討をしているが、海外のヘッジファン

ド等を考えたときに、組合や不動産投資信託の議論は切り離せないと考えるので、全体として議論していった方がよいのでないか。

**(第160回金融商品専門委員会)**

18. 時価算定日と基準価格の算定日が異なる場合に、直近の基準価格を時価とみなすことを認める条件として、「原則として1か月程度とする」とあるが、「原則として」という文言があると、1か月以外の目線は全て例外との建付けとなってしまう、運用や監査上での取扱い等が難しくなる可能性があるため、この文言が適切か慎重に検討すべきである。また、「保有資産の流動性などの特性も考慮する」として、1か月以外のものについても一定の配慮がなされているものの、(この提案の対象ではないが)例えば海外の私募の不動産投資信託では半年の頻度で基準価格が更新されるものもあるので、もう少し具体的な記載にすることはできないか。
19. 金融商品を構成資産としている投資信託の場合、NAVの更新頻度とある程度紐づけたほうがよいと考えられ、全ての例を確認したわけではないが、長くても1か月での更新が多いことを踏まえると、事務局の提案している1か月という目線に特段違和感はない。この案で公開草案を出して、広くコメントを求めることが良いと考える。
20. 「事務手続上の便宜のための解約制限」の例示を文案から丸ごと削除しているが、実際にはこうした解約制限の事例は多いと思われ、一つ一つ重要性を判断していくこととなると負担が大きいため、何らかの形で例示を残すことを検討してはどうか。
21. 1か月程度の事前の解約通知期間を設定している場合と、1か月程度の間隔で解約可能日を設定している場合とで、前者は文案から削除されているが、事象自体はあまり変わらないのではないか。
22. 注記事項の文案における「(2)の時価の合計額に重要性がない場合を除き、時価算定日における解約等に関する制限の内容」の記載は、制限の内容だけを注記すればよいのか、解約制限の内容ごとの合計残高の開示が必要なのかが分かりにくいため、記載の修正を検討して頂きたい。

**不動産を対象とした投資信託の時価の算定に関する取扱い**

**(第160回金融商品専門委員会)**

23. 金融投資目的であることに着目すると、将来キャッシュ・フローを上場不動産投資信託の配当利回り等を参考に一定のレートで割り引いて算定する方法(収益還元法)

が本来的な時価の算定方法ではないか。また、こうしたレートの情報を開示することが、財務諸表利用者にとっては有用なものとする。

24. 事務局の分析のとおり、非上場不動産投資信託について基準価格に何らかの調整を求めることには実務上の困難さがあることや、不動産が時価算定会計基準の対象外であることを踏まえると、原則的な取扱いではなく実務上の便法が通常は使用されることになると考えている。これを踏まえ、例えば基準価格の算出頻度が半ごと年であれば、基準価格を時価とみなすことができるなどの実務上のガイダンスを定めることが有用であるとする。
25. 非上場不動産投資信託について、貸借対照表価額に基準価格を使うことは取得原価とすることに比べれば進展はあるとするが、時価開示においてまで基準価格を時価とみなして開示することは行き過ぎではないか。
26. 現状、非上場不動産投資信託は時価評価されていないケースがかなり多いとの実感があるため、時価評価すると定めた場合の実務上の影響や時価算定の態勢等についてアウトリーチを行ってはどうか。

## 組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

### (第160回金融商品専門委員会)

27. 貸借対照表価額が時価でないにもかかわらず、時価を開示するという整理に無理があるのではないか。
28. 組合等への出資には、金融投資目的のもののほか、事業投資目的のものもあり、現状それらが会計処理と必ずしも整合しているわけではないことを考えると、投資の性格と会計処理との整理にまで踏み込むことについて、今回のプロジェクトで対応することは困難とする。
29. 不動産賃貸を目的とした匿名組合出資のスキームが相応に増えており、こうしたものについては、不動産投資信託と同様に時価算定上の困難さがあるため、たとえ開示だけであっても、何らかの便法がないと対応が難しいのではないか。
30. 持分相当額を純額で取り込む方法から持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として計上する方法に会計処理を変更することを認める提案がなされているが、そもそも、匿名組合契約では、組合財産は営業者に帰属して、匿名組合の出資者は、匿名組合事業からの損益の分配等を受ける権利を有しているに過ぎない

め、会計処理としては持分相当額を純額で取り込む方法しか認められるべきではないと理解している。こういった経済実態のものが、どちらの会計処理を採るべきかについて、なんらかのメルクマークを設けるなど、整理が必要と考える。

31. 組合等への出資について、レベル別開示も求めるとあるが、仮にルックスルーして構成資産に応じてレベル別分類をすることを想定しているのであれば、投資信託ではなぜルックスルーすることによるレベル別分類をしなくてよいのか、整理が必要になると考える。
32. 組合等への出資について時価開示を求める場合、時価算定が可能なケースとそうでないケースに区分しての対応を検討する必要があるのではないかと考える。区分を設けず、一律に時価開示やレベル別開示を求めることは実務上困難であると考え。
33. 非上場不動産投資信託では実務上の便法を認めてレベル別開示が不要ということ想定している一方で、組合等への出資について時価開示とレベル別開示を求めることは、過剰な要求になっていると考える。もし、このように求めるのであれば、適用に向けた準備期間が必要と考える。

以 上